

第34回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和3年1月28日 13:30~15:00		
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場		
3. 出席委員	1番 志賀 忠浩委員 4番 成田 俊英委員 8番 佐藤 裕司委員 11番 野村 照明委員 14番 菊池 利治委員 17番 野澤 獻委員 20番 清水 幸治委員	2番 山崎 隆史委員 6番 金子 靖委員 9番 稲場 洋二委員 12番 大畠 礼子委員 15番 熊坂 隆雄委員 18番 廣瀬女公美委員 21番 浅野 徳昭委員	3番 福西 範委員 7番 村上 正人委員 10番 細川 裕委員 13番 松下 裕幸委員 16番 田井 克廣委員 19番 佐藤 泰正委員
	(以上 20名)		
4. 欠席委員	5番 大坂 博文委員		
5. 参与者	農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 秋元 公宏 次長 高山 直樹 (以上 3名)		
	会議録署名委員の指名 7番 村上 正人委員 8番 佐藤 裕司委員		
6. 議事日程	会期決定について 令和3年 1月 28日 (1日)		
	報告第68号 現況証明願について (市街化区域) 議案第158号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第159号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第160号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について		

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第34回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は20名です。</p> <p>議事録署名人に7番、村上正人委員、8番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日1月28日の1日と致します。</p> <p>それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 山根事務局長	<p>会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。</p>
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。
事務局 山根事務局長	<p>報告第68号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第68号「現況証明願」について報告します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠になっております██████████の1筆、面積████m²の土地について、所有者である、██████氏の代理人である、██████氏から現況証明願があり、1月12日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、1月14日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の2番は、資料が8ページから10ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠になっております██████████の1筆、面積████m²の土地について、所有者の██████氏から現況証明願があり、12月24日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、12月25日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の3番は、資料が8ページと11ページ、12ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠になっております██████████、他2筆、合計████m²の土地について、所有者の██████の代理人である、██████████</p>

議長
野村会長
委員
委員一同

議長
野村会長

事務局
山根事務局長

議長
野村会長

委員
清水委員

[REDACTED]から現況証明願があり、12月22日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、1月20日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

ただいま報告がありました報告第68号「現況証明願」について、質問等を求めます。

なし

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

それでは、議案第158号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の13ページにございます、議案第158号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で3件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書14ページの表の1番は、資料が15ページと16ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に、無償譲渡を行うものでございます。

続いて、表の2番は、資料が17ページと18ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に、賃貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が17ページと19ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に、賃貸借を行うものでございます。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から3番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

議案第158号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番についてご報告いたします。

全て、令和2年12月10日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地確認を行いました。

まず1番ですが、申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m²の農地を、[REDACTED]氏に無償譲渡を行うものです。

調査の結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

続いて、2番の報告をいたします。

申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED]m²の農地について、借主である[REDACTED]氏に賃貸借を行うものです。

調査の結果、今後も適正に管理され、農地法第3条の要件を満たしておりますので、許可相当という結論となりました。

続いて、3番の報告をいたします。

申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED]m²の農地について、借主である[REDACTED]氏に賃貸借を行うものです。

調査の結果、今後も適正に管理され、農地法第3条の要件を満たしておりますので、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

清水 幸治委員、ありがとうございました。

それでは、議案第158号「農地法第3条の規定による許可申請」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第158号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第159号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の20ページにございます、議案第159号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書21ページの表の1番は、資料が22ページから24ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他17筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に [REDACTED]円で売買による所有権移転

を行うものです。

次に、表の2番は、資料が22ページと25ページ、26ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他6筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED]に[REDACTED]円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が22ページと27ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED]に無償による所有権移転を行うものです。

以上、3件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

委員

委員一同

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致します。質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第159号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

次に、議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、審議致します。

事務局より説明して下さい。

議案書28ページにございます、議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回4件の報告がございました。

議案書29ページと30ページの農地所有適格法人要件確認書の1番から4番は、[REDACTED]で、平成29年3月から令和2年3月の決算報告となります。

なお、いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

次に、議案書31ページと32ページの農地所有適格法人要件確認書の5番から8番は、[REDACTED]で、平成29年3月から令和2年3月の決算報告となります。

次に、議案書33ページと34ページの農地所有適格法人要件確認書の9番から11番は、[REDACTED]で、平成29年12月から令和1年12月の決算報

	告となります。
	次に、議案書34ページの農地所有適格法人要件確認書の12番は、[REDACTED] [REDACTED]で、令和2年9月の決算報告となります。
	以上、4件の「農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1番から4番につきましては、[REDACTED] [REDACTED]の関係であり、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員、清水幸治委員が議事参与の制限にあたります。
	また5番から8番につきましても、[REDACTED]の関係でありますので、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。
	また、12番は[REDACTED]の関係でありますが、大坂委員は本日欠席でありますので、議事参与の制限にあたりますが、後ほど一緒に審議させて頂きます。
	従いまして、最初に1番から4番を審議した後に、5番から8番を審議し、最後に9番から12番を審議致しますので、宜しくお願い致します。
	それでは、1番から4番を審議致しますので、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員、清水幸治委員は退室をお願い致します。
	(大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員、清水幸治委員退室)
議長 野村会長	それでは、1番から4番を審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数と認め、議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番から4番については、原案のとおり決定致します。
	退室されている清水幸治委員は入室して下さい。
	(清水 幸治委員入室)
議長 野村会長	1番から4番は、原案のとおり決定致しました。
	次に、5番から8番を審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
	なし

議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の5番から8番について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。
議長	(举手)
野村会長	賛成多数と認め、議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の5番から8番について原案のとおり決定致します。 退室されている大畠礼子委員、佐藤泰正委員、淺野徳昭委員は入室して下さい。
議長	(大畠礼子委員、佐藤泰正委員、淺野徳昭委員入室)
野村会長	5番から8番は、原案のとおり決定致しました。 それでは、9番から12番を審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の9番から12番について原案に賛成の委員は举手をお願い致します。
議長	(举手)
野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第160号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の9番から12番については、原案のとおり決定致します。 これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。 なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 1月 28日

議長 野村 達明

署名委員 木戸 正人

署名委員 佐藤裕司